

第3回 御嵩町議会定例会 町長あいさつ

平成22年9月2日

第3回御嵩町議会定例会開催にあたり、町政を巡る諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

はじめに、去る8月2日、木下四郎議員急逝の報は、未だ現実味を帯びることなく一ヶ月の時間が過ぎました。

木下議員は、昭和58年、御嵩町議会議員に初当選され、平成15年に一度引退をされましたが、平成19年復帰され、当選回数は6期となり、御嵩町政にとって重鎮として代え難い存在でありました。最近、奥様にも「あと一年になった」と度々口にされておられたようで、何としても職責を全うしていただきたかったと残念に思うばかりです。

生前の木下議員の発言は示唆に富んでおり、今さらながらベテラン地方議員の言葉として、あらためて咬みしめております。特に、最近よく発言されていた「いつから御嵩町議会では上程されていないものが議案となるのか」について確認を取らせていただいた意味と、今後について述べさせていただきます。

本来議案とは、本議会議場の議員の各席にて、本会議当日に渡されるものであり、議場に於いて提案理由等説明されて、はじめて議案となります。これは、全国の地方議会で守られている制度であります。

私が議長をさせていただいていた際、議会改革の一つとして、特に予算書及び決算書、またそれに関連する説明書については、印刷ができ次第、議員に渡して頂けないかとの議会側からの要望に答える形で、行政側の配慮で事前に議員の皆さんが手にすることができるようになりました。

精読の時間を少しでも多くとの議会、行政との思いが合致したが故に実現できたことと言えます。

しかし、木下議員が危惧され発言されていたのは、本会議上程以前から内容を一般に公開したり、ましてや修正や賛否を口にするには、議員として許されるものではないということです。御嵩町議会の権威の低下に警告を発しておられた訳です。

私も深く反省し、今後、議長及び議会運営委員長との協議の場を持ち、上程予定議案について、議会として、どの様な形をお望みなのか確認をしたうえで、改めて対応を考えたいと思います。

木下議員には御嵩町政へのご尽力に対し深謝するとともに、ここに謹んで哀悼の意を表したいと思います。

【産業廃棄物処分場問題】

産業廃棄物処分場については、既に報告し、広報に掲載させていただいた通りであります。

三者協議及び利用指針検討委員会での結論を履行していただき、心より感謝し、安堵しております。現在は、地元小和沢住民と民々での協議がされているとの報告を受けておりますが、御嵩町としては、協議が肅々に行われることを祈り、無事終了の朗報を待ちたいと思うのみです。

【7.15災害】

7月15日夕方から降りはじめた雨は長時間に及び、可茂地域一帯において、道路の冠水や

土砂崩れが相次ぎ、民家が倒壊するなど人的被害も含め甚大な被害を及ぼしました。

御嵩町においても、過去に経験がないほどの規模で、河川や水路の増水による道路・農地の冠水、民家への浸水、さらに山の崩壊など多数の被害が発生しております。

今回のような豪雨の際に一番重要なことは、町民の皆様の生命を守るための安全確保と危険防止であります。まずは、17時43分にいち早く災害対策本部を設置し、私が陣頭指揮にあたりましたが、各担当がそれぞれの判断で対応した事案が多く、一定の評価はすべきと考えています。町民の皆様への情報提供として、防災行政無線を活用し、土砂災害に対する注意喚起を何度も促すとともに、町内でも災害の発生の危険性が高い長岡地区・美佐野地区・洞地区に避難勧告を発令しました。結果としては、当町においては幸いにも人的な被害は無く、胸をなでおろしているところであります。

当日の夜には、町内より次々に被災情報が寄せられておりました。これらの被災場所への初動的な応急復旧対策につきましては、浸水対策用の土のうの手配や倒木処理等も含め、「災害時における応急対策に関する協定書」に基づく御嵩町安全協議会の全面的な協力により、速やかに道路の不通状態と水路の埋没を解消し、山間部における重要なライフラインの確保と二次災害防止を図りました。さらに、道路、河川、用排水路、農地等の被害状況調査と並行して、70カ所の土砂等の応急的な除去を行いました。

応急復旧を除く被災箇所数は、道路河川で69カ所、農地関係51カ所、山林関係42カ所、その他1カ所、併せて163カ所にものぼり、被害発生件数は近年にないものであります。

この他にも、水道事業においては配水管の流失、中継ポンプ場への浸水によるモーター取り替え、泥水流入による赤坂浄水場の機能中断などがありますが、この復旧については水道事業費での対応となります。

町が復旧すべき被害のほか、国道21号線関連では次月地内で山の崩落による通行規制、県道関連では路肩の崩落、河川関連では一級河川の護岸流失や土砂堆積、保安林関連では斜面の崩壊など多大な被害が発生しております。特に、古屋敷地区の急傾斜地での山崩れや、大庭台団地北側の菖蒲池東の山崩れについては、県が被災直後から積極的に対策を講じられ、菖蒲池東地区の本復旧工事前の安全確保のため、雨量計や土砂の動きを検知する機器を設置し、24時間の監視体制が取られております。

当町の被災箇所の内、復旧に向けた公共災害採択のための県への報告件数は、道路河川で9カ所、農地関係3カ所、山林関係42カ所、合計で54カ所であり、それ以外の箇所については、町単独災害復旧事業、農地については補助金交付事業により復旧を進めてまいります。

この補助金交付事業は、農林水産業施設災害復旧事業国庫補助制度の適用を受けることができない、1カ所当たりの工事費が40万円未満の小規模な農地等の復旧に対して、補助を強く望む声があり、このような小規模な農地の復旧に取り組まなければ耕作放棄地となる恐れがあるため、新たに補助金交付要綱を策定し、町の補助により被災した農業生産基盤の早期再生を図っていきます。

これらの復旧対策が迅速に行われるよう、7.15豪雨災害の総合的な復旧に要する費用を、一般会計補正予算「第4号」として歳入歳出合計1億8,390万8千円を計上し、復旧に向けて全力で取り組んでまいります。なお、詳細につきましては、後ほどご説明させていただきます。

今回の豪雨は50年に一度とも言われておりますが、地球規模での気候変動からすれば、いつ発生しても不思議ではありません。

その対策の一環として、9月5日に全職員を対象とした防災訓練を実施します。今年度の防災訓練の目的は、7.15豪雨災害の対応を振り返り、過去の訓練等が生かされたか否かを検証するとともに、今後も発生する可能性がある災害に適切に対応するためのものです。

訓練実施にあたっては、全職員から前もって今回の災害対応について意見を聴取しており、

係や課内で意見を集約しております。訓練当日には、適正な対応であった点や反省すべき点を各課で話し合い検証課題としてまとめ、安心安全のまちづくりのため、緊急時の初動体制や組織管理のレベルアップを図ってまいります。

私の議員当時を振り返ると、町の「災害対策本部」が設置された場合、議員の立場で赴く場所が避難所なのか、災害現場なのか、適切な行動の基準が明確ではありませんでした。災害時における議員としての初動マニュアルも必要ではないかと感じておりますので、今後の課題点として申しあげておきたいと思っております。

【無水道地域対策】

無水道地域の対策については、先の第2回定例会のあいさつの中でも申しあげております。

この問題についての一連の歴史的経緯を踏まえた上で、無水道地域の解消事業を実施するために検証すべき技術的・財政的な裏付けにつきまして、必要な材料を集め、十分に検証したうえで、私は実施すべきものであると位置付けております。田舎暮らしを希望される方が増加する中、「せめて電気と水道くらいは」との声をよく耳にします。発展途上国で水道事業が注目される現在、国道からわずか5～10分のところに未給水地域が現存している本町は、行政・議会の怠慢とのそしりを受けてもいた仕方ない状況にあると言えます。また、法律家の名言に「法に涙あり」という言葉がありますが、私は「政治に情あり」の言葉を付け加えたいと考えております。もちろんこれは行財政を無視してのことではないのは当然のことです。

去る7月20日、御嵩町水道事業経営審議会の答申をいただきました。審議会の皆様には5月24日の諮問以来、この事業の本質をしっかりと捉えられ、大変熱心にご審議いただき、審議会委員各位のご尽力に対して深く感謝しております。

この答申の内容を見ますと、事業の適法性、正当性、妥当性や経済性について深く検証していただいていることが計り知れますが、未普及地域の現状については、現在の自己水源を活用していることについて衛生上の問題があることのご指摘があり、「生命の源である安全で安心できる良質の水を安定的、公平的に供給すること」が重要な課題であることご認識の上、諮問どおり給水区域の拡張を「すべきもの」と答申されました。今回の7・15豪雨の場合、水の安全性を危惧しなければならない事を思い知らされています。

さらに、7月29日の第3回臨時会では、無水道地域解消対策特別委員会から「この事業を進めていくべきものとの認識」の上での調査・研究の中間報告があったところでございます。

こういった状況の中、8月31日に、上之郷無水道地区対策協議会の皆様から要望書が提出されました。要望書の内容は別紙の通りであります。

今後の具体的な計画としましては、2月に無水道地域の住民の方々にお示しした、「上之郷地区水道未普及地域解消事業計画」に基づき、今年度中に給水区域変更認可申請の事前協議と、事業の認可取得を予定しております。

今回、いよいよ事業実施の第一歩を踏み出すため、この給水区域拡張に伴う「御嵩町水道事業の設置等に関する条例の一部改正をする条例」(案)を上程いたしました。

計画では、対象地域全体を4工区に分けて平成23年度から7年間の計画で実施し、平成29年度には事業が完了できるよう、今回の答申や地元からの要望を重く受け止め、無水道地域で不自由な思いをされ、一刻も早く水道を待ちわびているの方々のため、事業に全力で取り組んでいく思いでありますので、前向きなご審議をよろしくお願いいたします。

【高齢者の所在不明問題】

「ほっとみだけ」9月号の町長月記においても触れておりますが、百歳以上の所在不明者の問題が報道で大きく取り上げられています。

私はこの問題を「地域の絆」をテーマに論じましたが、都市部特有の地域における人の結びつきの希薄さが背景にあるのを強く感じております。

こういった状況を受け、当町としてもこの問題への取り組みとして、9月中を目途に、御嵩町に在住している75歳以上の全ての方を対象とし、福祉委員による敬老会の出欠確認を通じた所在確認を実施します。

確認方法としましては、基本的には対象者の方と面会の上確認しますが、本人不在の場合は介護サービス利用状況の確認、病院・施設への入院・入所確認等により、万全な態勢で確認作業を実施したいと考えております。

当町におきましては、かねてから御嵩町に住民登録されているお年寄りが百歳になられた時に、ご本人にお会いし、お祝い状と報奨金をお贈りしております。その際、どの家族もお年寄りを大切にされ、その微笑ましい光景を見て、御嵩にはいつまでもこういった敬老精神が続くことを祈っております。

今回の定例会で付議している案件の中の平成21年度決算認定について、順に触れていきたいと思っております。

これにつきましては、主要な施策の成果を説明する書類として提出した「一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書」の中の「決算のあらまし」に詳細が記載されておりますが、ここで改めて説明させていただきます。

平成21年度の一般会計及び水道事業会計を除く特別会計全体の決算状況は、歳入総額が109億644万791円、歳出総額が106億853万3,803円で、前年度と比較して歳入が0.2%の減、歳出が0.3%の増となりました。総体的に評価するならば、平成21年度は平成20年のリーマンショックの影響を最も受けるであろう年度でありましたが、何とか私の想定した数値をクリアできたと自負しております。

まず、一般会計についてご説明いたします。

一般会計の歳入総額は、65億1,186万9,121円で、前年度と比較し1億647万2,542円の増額であり、増加率は1.7%、歳出総額は、63億1,690万9,623円で、前年度と比較し1億279万8,036円の増額であり、増加率は1.7%であります。また、翌年度繰越財源を除いた実質収支額は1億6,514万6,748円となりました。

主な歳入の増減要因としては、景気低迷の影響を受け地方税が8,806万8,570円(3.4%)の減額となりましたが、国の緊急経済対策による定額給付金事業・経済対策臨時交付金事業などの増により国庫支出金が5億3,559万3,958円(291.1%)の増額、県支出金が1億1,142万6,115円(29.2%)の増額となりました。町債については、1億160万円(37.8%)の増額となりましたが、これは臨時財政対策債が1億920万円増額したためで、土木債等は減額となっております。また、繰入金は、基金の統合や、国民健康保険特別会計への繰出のための減債基金の繰入金などが無かったことから、5億8,626万6,400円(82.9%)の減額となりました。

次に、主な歳出の増減要因としては、総務費では定額給付金事業などにより9,208万5,979円(7.2%)の増額、民生費では国民健康保険特別会計への繰出金減等により1億8,068万1,961円(9.9%)の減額、衛生費では一般廃棄物最終処分場建設工事費等により7,611万9,791円(14.0%)の増額、労働費では緊急雇用創出事業等により1,690万7,778円(3,957.4%)の増額、農林水産業費では土地改良事業費の減等により3,748万4,764円(20.0%)の減額、土木費では国道21号バイパス工事等により8,455万4,560円(10.6%)の増額、消防費では防災行政無線事業により5,974万218円(24.0%)の増額、災害復旧費では鉾害復旧事業等の

減により1,051万9,186円(34.4%)の減額、公債費は1,736万7,144円(3.0%)の減額となりました。

続きまして、国民健康保険特別会計についてご説明いたします。

国民健康保険特別会計では、歳入総額が18億8,550万5,926円で、前年度と比較し5,626万250円の増額であり、増加率は3.1%、歳出総額が18億3,947万7,957円で、前年度と比較し5,012万1,699円の増額であり、増加率は2.8%、実質収支額は4,602万7,969円となっています。

主な歳出の増加要因としては、新型インフルエンザの流行による医療受診の増加等により、保険給付費が12億3,275万3,394円で、前年度と比較し4,129万7,315円(3.5%)の増額となっています。

続きまして、老人保健特別会計についてご説明いたします。

老人保健特別会計では、歳入総額が2,434万5,896円で、前年度と比較し2億1,597万6,152円の減額であり、減少率は89.9%、歳出総額が1,282万8,289円で、前年度と比較し2億2,268万5,533円の減額であり、減少率は94.6%、実質収支額は1,151万7,607円となっています。

これは、後期高齢者医療制度が平成20年度にスタートしたことによって、これまでの老人保健医療制度での給付が原則なくなり、老人保健特別会計としては清算段階となっていることによります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明いたします。

後期高齢者医療特別会計では、歳入総額が3億3,131万7,219円で、前年度と比較し4,237万830円の増額であり、増加率は14.7%、歳出総額が3億2,484万9,740円で、前年度と比較し3,935万3,451円の増額であり、増加率は13.8%、実質収支額は646万7,479円となっています。

主な歳出の増加要因としては、医療費の増加に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金が3億1,240万6,095円で、前年度と比較し3,089万6,188円(11.0%)の増額となっています。

続きまして、介護保険特別会計の保険事業勘定及びサービス事業勘定についてご説明いたします。

介護保険特別会計では、保険事業勘定において歳入総額が12億4,725万3,209円で、前年度と比較し1,386万2,608円の増額であり、増加率は1.1%、歳出総額が12億2,946万4,305円で、前年度と比較し4,838万2,108円の増額であり、増加率は4.1%、実質収支額は1,778万8,904円となりました。

主な歳出の増減要因としては、保険給付費が10億9,274万1,770円で、前年度と比較し810万2,681円(0.7%)の減額となりましたが、平成21年度から23年度まで計画している介護保険事業計画第1期の初年度にあたり、介護保険給付費準備基金に4,906万722円の積み立てを行っています。

また、サービス事業勘定においては、歳入総額が458万6,200円で、前年度と比較し73万130円の減額であり、減少率は13.7%、歳出総額が453万1,370円で、前年度と比較し74万1,220円の減額であり、減少率は14.1%、実質収支額は5万4,830円となりました。

主な歳出の減額要因としては、要支援者の減少等による介護予防プラン作成委託料の減額に伴い、居宅介護支援事業費が308万7,370円となり、前年度と比較し33万6,220円(9.8%)

の減額となっています。

続きまして、下水道特別会計についてご説明いたします。

下水道特別会計では、歳入総額が9億156万3,220円で、前年度と比較し2,812万9,861円の減額であり、減少率は3.0%、歳出総額が8億8,047万2,519円で、前年度と比較し1,714万8,838円の増額であり、増加率は2.0%、実質収支額は2,109万701円となりました。

主な歳入の増減要因としては、整備に伴う供用開始面積の減少による受益者負担金の減額や、下水道接続による使用料の増額、また町債は下水道工事費補助対象路線を厳選したことにより減額しています。

主な歳出の増減要因としては、整備接続による使用量増加による流域下水道事業維持管理負担金の増額や、整備計画策定に伴う設計等委託費の増額により、下水道事業費としては0.7%増額しています。しかし、公債費については、起債残高は昨年に引き続き減少傾向となったものの、1,389万9,408円(3.4%)の増額となっています。

最後に、水道事業会計についてご説明いたします。

平成21年度決算において生じた純利益2,295万4,425円は、前年度繰越利益剰余金3,636万9,179円と合わせ、当年度未処分利益剰余金として5,932万3,604円を計上し、この一部である2,295万4,425円を減債積立金に積み立てます。

業務の状況としましては、有収率向上のため石綿管改良を実施いたしましたが、国道21号バイパス関連工事に伴う新設管路の洗管水量の増による影響があったため、有収率は90.49%となり、前年度より0.76ポイントの微増となりました。

収益的収支(税抜)のうち営業収支については、営業収益の4億3,043万9,278円に対し、営業費用が4億386万1,902円となり、2,657万7,376円の営業利益が発生しました。また、営業外収支では、営業外収益の2,058万7,686円に対し、営業外費用が2,399万735円となり、営業利益にて営業外収支の不足額を補った後の経常利益は2,317万4,327円となりました。この経常利益から特別損失の21万9,902円を差し引いた当年度純利益は2,295万4,425円となっています。

資本的収支(税込)のうち事業収入は、負担金収入の4,993万3,621円と基金繰入金の1億5,350万円を合わせ2億343万3,621円であるのに対し、支出では建設改良費3億2,280万3,654円と償還金の3,804万5,325円を合わせ、3億6,084万8,979円となりました。この資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億5,741万5,358円は、過年度損益勘定留保資金の1億1,937万33円及び減債積立金の3,804万5,325円で補てんしました。

今後も営業収益の大幅な増加は期待できない状況下で、電源立地地域交付金事業により国道21号バイパス関連事業をほぼ完了することができました。先ほども申しましたように、今後は、無水道地域への区域拡張を視野に入れ、公営企業として安全な水を安定的に供給できるよう、経費の節減、有収率の向上等に、一層の健全経営に努めていきます。

決算についての説明は以上ですが、次に今回議案として提出いたします案件について、若干述べさせていただきます。

はじめに、教育委員会委員に関する人事案件であります。

平成18年10月1日から教育委員会委員を務めていただいている渡邊剛さんの任期が、9月30日で4年間の任期満了を迎えます。渡邊さんは、長年の高等学校教諭としての勤務の経験・経歴と、教育全般について優れた見識をお持ちであり、さらに平成20年10月からは教

育委員長を務めていただいております。このように、教育委員として最もふさわしい方であるとの判断から、再度、教育委員に選任することが最適と考え、同意を求める議案を上程いたしました。

次に、今回提案の一般会計補正予算関連についてであります。

今回は、7.15豪雨災害復旧に関する補正予算である「第4号」、それ以外の補正予算の「第5号」と、二つに分けて上程しております。

まず、「第4号」の補正予算であります。

歳入であります。農地災害復旧工事の分担金として75万円、災害関連の国庫補助金・負担金として4,866万6千円、寄付金として5万円、財政調整基金の繰入金が1億434万2千円、災害復旧債として3,010万円であり、歳入合計は1億8,390万8千円となっております。

次に歳出であります。総務費では稲荷台の町有地の町単復旧工事として812万円、民生費では中保育園の園庭整地の原材料費として35万円、教育費では願興寺の火災受信機の取り替えのための補助金として168万円、災害復旧費では農林水産業施設と公共土木の災害復旧費として1億7,375万8千円を計上し、歳出合計は1億8,390万8千円となっております。

続きまして、「第5号」の補正予算をご説明いたします。

歳入につきまして、主なものを申し上げます。

まず、地方交付税の普通分の額が確定した結果、当初の試算額より多かったため、2億2,261万8千円を増額し、それに伴い、繰り入れる予定であった財政調整基金の繰入金の予算額について、その全額である2億888万1千円を減額しました。また、特別会計の平成21年度の精算のための繰入金の補正が合計で2,105万2千円、平成21年度からの繰越金として4,514万6千円を増額計上しました。さらに、臨時財政対策債の発行可能額が試算より1億1,990万円上回ったため、臨時財政対策債の発行額を増加し、それに伴い交付税算入率の低い他の起債発行額を7,530万円減額したことで、地方債全体の増額補正として4,460万円などを計上し、歳入合計は1億4,809万4千円となっております。

次に歳出につきまして、主なものを申し上げます。

民生費の中で、救急医療情報キット配布事業として23万円を計上しておりますので、ご説明申し上げます。

現在、御嵩町も高齢化が進行しており、また一方では救急需要も増え、その搬送者の約半数が高齢者であります。このような状況の中で、あらかじめ医療情報が提供できれば、迅速な救急医療措置が期待できるため、全国的に導入が広がっている「救急医療情報キット」を採用し、高齢者が安心して暮らすことのできるまちづくりに寄与したいと考えております。

なお、財源につきましては、この4月に「高齢福祉事業や障がい福祉事業」に役立てて欲しいと20万円のご寄付をいただいておりますので、この事業に大切にに使わせていただきます。

次に、当町における地域の子育て支援や子育て環境整備に向けての次なる取り組みについて申し上げたいと思います。

すでに当町では、少子化対策を実施するため、子どもを安心して産み、育てる環境づくりとして、中学校3年生まで拡大した子どもの医療費負担の無料化、妊婦の健康診断の実施回数の増加、特定不妊治療の費用助成など、母子保健対策等の事業展開を行っております。また、教育の分野では、よりきめ細やかな教育が実践できる環境づくりとして、御嵩小学校で1年生のクラス編成を30人未満学級とする取り組みをこの4月から実施し、約半年が経過しておりますが、新1年生の児童は落ち着いて授業に集中している様子が見られ、保護者の皆様や現場の

教諭からも評価が高いため、今後も継続していくべきものと考えております。

これらにつきましては、現在のところ成果が得られているものと実感しておりますが、さらなる充実した環境づくりに向けて新たな事業展開を図るよう計画しております。

今回は児童福祉の分野の事業として、子どもたちの新型インフルエンザ予防対策の観点から、昨年度各保育園に設置した薬剤の自動噴霧機器を、子育て支援センター、ことばの教室、中・伏見児童館、御嵩・伏見小学校の放課後児童クラブに計17台設置する経費として69万4千円を計上しました。さらに、中保育園で園庭に自然に親しむ環境づくりと、猛暑時の断熱効果の機能がある藤棚の設置工事費として72万8千円を、子育てガイドブックの印刷製本として55万円を、子育て支援センターの職員やボランティアのスキルアップを図るための研修会の講師謝礼として5万円など合計で210万2千円を計上しており、きめ細やかな環境づくりに寄与できるものと考えております。

なお、これらの事業は、岐阜県の児童福祉費補助金である「地域子育て創生事業補助金」を活用するもので、100パーセントの補助金交付を受けて実施いたします。

その他、衛生費では無水道地区対策基金積立金として例年と同じく1,000万円を計上し、歳出合計は1億4,809万4千円となっております。

今回提案いたしますのは、決算の認定関係7件、人事案件1件、一般会計補正予算案など予算関係8件、条例関係3件、報告1件、都合20件であります

後ほど担当者から詳しくご説明申し上げますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

長時間にわたり、ご静聴ありがとうございました。